

日助発 第 99 号

令和 2 年 11 月 26 日

参議院議員

高階恵美子殿

公益社団法人日本助産師会

会長 島田 真理恵



要 望 事 項

1. 思いがけない妊娠をした女性への相談体制の拡充および妊娠 SOS 等の相談窓口の全国的な周知広報活動の更なる充実を図りたい。
2. 若年妊産婦の居場所の確保や相談事業に、助産所および助産師の活用を図りたい。

要望理由

思いがけない妊娠をした女性を対象とした相談事業が全国各地で行われているところですが、誰にも相談ができず独りで出産し、新生児を遺棄するといったケースが全国で発生しています。現在 COVID-19 の感染拡大により、思いがけない妊娠をする女性の増加も危惧されています。女性と小さな命を守るために、思いがけない妊娠をした女性への相談体制の拡充及び妊娠 SOS 等の相談窓口の全国的な周知広報活動の更なる充実を要望いたします。

また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第 16 次報告」によれば、0 日死亡事例における実母の年齢は 19 歳以下が 57.1%となっており、若年女性への支援が特に必要であることがわかります。

若年（19 歳以下）女性の出産数は減少傾向にあるものの、未婚、学業中断、貧困など様々な問題を抱え、心理、社会的な支援が重要となります。令和 4 年には、成人年齢の引き下げに伴い、女性の婚姻可能年齢は 18 歳に引き上げられます。18 歳未満での婚姻は 854 名（2018 年人口動態統計）、18 歳未満の母の嫡出子出生数は 658 名（2018 年人口動態統計）となっています。婚姻年齢の引き上げにあたっては、これら 18 歳未満の母親たちが、婚姻できないことによる不利益を被ることなく安心、安全に出産し、子育てができる環境を整備していくことが急務です。

思いがけない妊娠をした女性や若年の母親の中には、家族関係や成育歴などに複雑な問題を抱えていることも少なくなく、支援にあたっては丁寧な関わりが求められます。助産師は、女性に寄り添いながら関係性を築き、女性の意思決定を支援する専門職です。相談支援にあたっては、助産所および助産師の活用を図ることを要望いたします。